

# 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 雇用環境整備促進奨励金

東京都内の  
中小企業等の  
皆さまへ

令和2年1月24日以降、国の雇用調整助成金等を受給し、非常時における勤務体制づくりなど、雇用環境整備に取り組む都内中小企業に対し **10万円** を交付します。



Q. 雇用環境整備の取り組みって何をすればいいの？

A. 下記の **取組1**、**取組2** 両方を実施し、その後、実施した取組実績を報告していただきます。



サイようくん

## 取組1

休業手当の支払いについて  
就業規則に定める  
(※既に定めているも可)



## 取組2

①～④のいずれか一つを  
新たに導入または試行する

- テレワーク制度  
(在宅勤務制度)
- 時差出勤勤務制度
- フレックスタイム  
制度
- 非常時に取得可能な  
有給の特別休暇制度  
(例: ワクチン休暇制度等)

⚠ 令和2年度に東京都が実施した「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境促進奨励金」または「当奨励金」いずれかの支給決定を既に受けている企業は申請できません。

申請  
期限

令和3年12月28日(火)まで  
**令和4年3月31日(木)まで**

まずは、裏面の  
フローチャートで  
申請対象か  
チェック!

詳細はこちら

東京しごと財団 雇用環境整備課

検索

【お問い合わせ】

(公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 雇用安定化支援担当 (雇用環境整備促進奨励金担当)

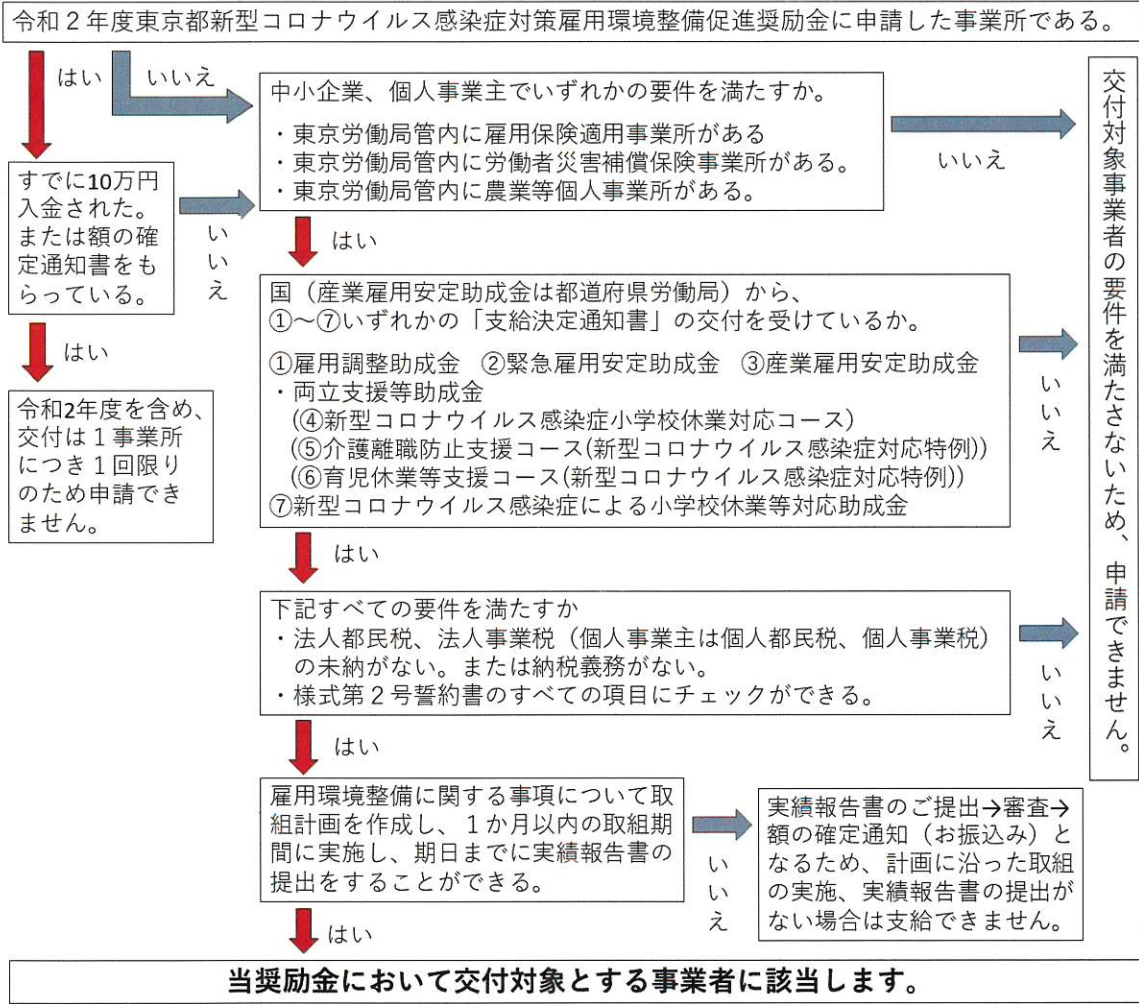
☎ 03-5211-2315

受付時間: 平日9時30分～16時30分 (12時～13時、土日・祝日は除く)

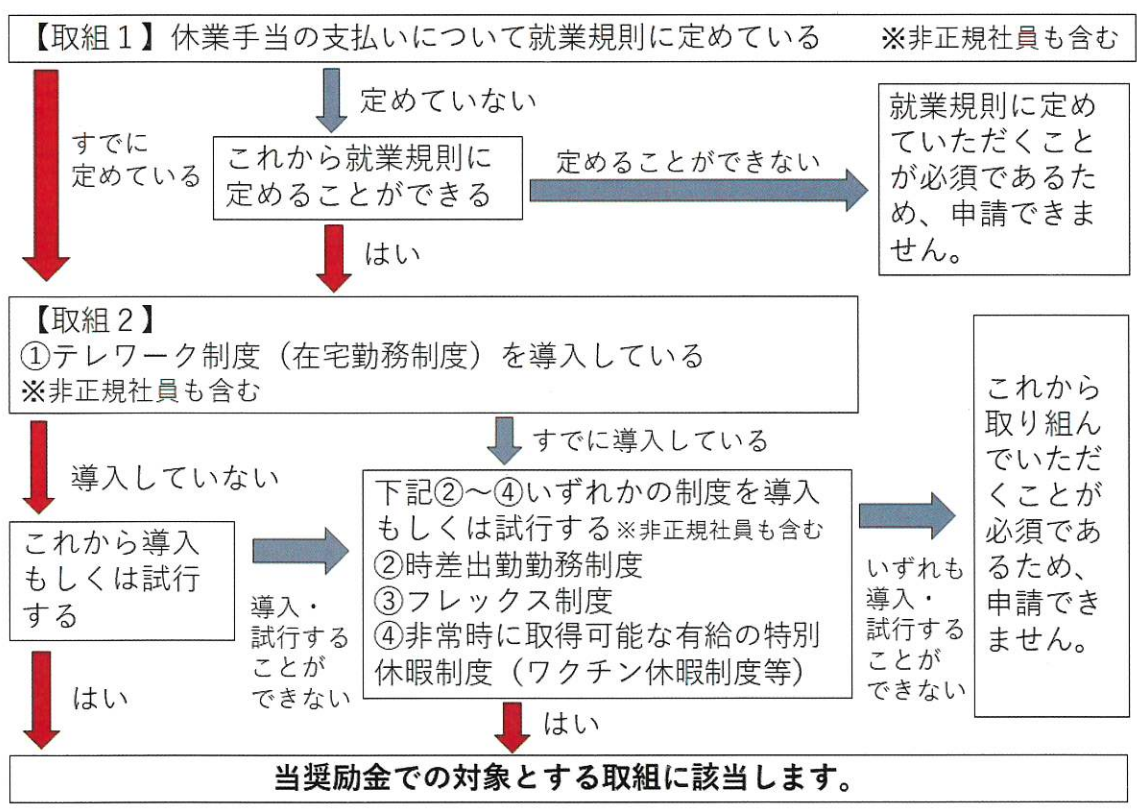


# ① 交付対象事業者について

交付要件に該当するか確認してみよう！



# ② 取組について



上記①と②の両方に該当することが申請の条件となります。